

医療的ケア児（者）支援のための協議の場の設置について

平成 30 年 8 月 3 日
障害者支援課

1 要旨

医療的ケア児（者）支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

2 児童福祉法の改正

(1) 背景

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加

(2) 内容

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 25 日成立，同年 6 月 3 日公布・施行）において，地方公共団体に対し，医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう，保健，医療，福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健，医療，福祉，教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 6 月 3 日厚生労働省等関係府省部局連名通知）において，保健，医療，福祉，教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し，地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場の設置，定期的な開催の依頼について明記。

3 医療的ケア児支援部会の設置

(1) 目的

医療的ケア児（重症心身障害児等）及びその家族が身近な地域で支援を受けられる体制の整備

(2) 設置形態

協議会の役割や既存組織との関係等を踏まえ，障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき設置している広島県障害者自立支援協議会の専門部会として，広島県障害者自立支援協議会設置要綱第 6 条に基づき設置する。

(3) 委員候補者

保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係者

(4) 平成 30 年度協議事項（案）

- ① 医療的ケア児支援に係る課題について
- ② 医療的ケア児への支援方策について

(5) 平成 30 年度開催予定回数

2回（予定）

4 その他

医療的ケア児数や医療・福祉資源等の地域偏在が生じていることから，圏域ごとに保健医療・重症心身障害児者施設の関係者や，市町担当者等で構成するブロック会議を設置し，課題解決や支援方策等について協議する。